

Ⅱ 各 説

第 1 章 生活衛生

生活衛生課

1 環境衛生

(1) 環境衛生行政の概要

ア 環境衛生監視業務

理容所・美容所・クリーニング所・公衆浴場・プール・興行場・旅館業などの営業施設に対しては環境衛生営業六法等に基づき、また、墓地・納骨堂などに対して「墓地、埋葬等に関する法律」等に基づき、それぞれの申請等に関する許認可等を行っている。さらに、これらの施設の構造設備や維持管理状況の現地調査、監視指導、講習会、事前相談等を実施し、施設の環境衛生の向上を図っている。

また、営業者が互いに連携し、衛生水準の向上等営業者自らの手による自主管理自主点検などの活動を実施している台東環境衛生協会の役員や自治指導員と連携・協力して、地域の環境衛生の向上を目指している。

イ 生活環境衛生業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（通称「建築物衛生法」という。）に基づき、事務所、店舗、興行場、博物館等の用途で延床面積 3,000 m²以上の建築物（特定建築物という。）の維持管理に関して、正しい知識の普及や衛生上必要な指導を実施している。

また、集合住宅等における環境衛生の向上のために、「台東区建築物環境衛生指導要綱」に基づき、換気設備、給排水設備等の指導を行っている。同時に、「快適室内の環境づくり事業」として、ダニの調査などによる住まいの室内環境診断事業を展開している。

さらに、「水道法」、「台東区小規模給水施設の衛生管理指導要綱」に基づき、専用水道、簡易専用水道（受水槽の有効容量が 10 m³ を超えるもの）及び小規模給水施設（受水槽の有効容量が 10 m³ 以下のもの）の衛生指導や講習会を行っている。

このほか、ネズミ、蚊、ハエ、ゴキブリ等衛生害虫に対する防除指導を行い、区民の生活環境の向上を図っている。

ウ 獣医衛生業務

獣医衛生事業として、狂犬病予防、動物由来感染症対策、動物愛護と動物による危害防止を包括した動物保護管理、化製場等及び動物質原料運搬業の衛生確保を行っている。

動物は、人間のかげがえのないパートナーとして区民の暮らしに不可欠な存在となっており、これらの動物の病気の発生を防ぐだけでなく、適正に飼養され、人と共生できるように、犬のしつけ方教室や猫との共生を考える会議、鳥とのふれあいイベント等を通じて動物愛護の普及啓発を進めている。

(2) 環境衛生関連施設数と許可・廃止、監視指導件数

(単位：件)

分 類		施設数	許可・廃止状況		監視指導数	
			許可	廃止		
総 数		11,881	80	210	1,463	
理 容 所		196	8	12	80	
美 容 所		330	17	8	174	
ク リ ー ニ ン グ 所	一 般	92	2	3	6	
	リネンサプライ	2	-	-		
	取 次 所	152	9	5	9	
	無店舗取次店	1	-	-	-	
コインランドリー		97	2	2	3	
公 衆 浴 場	普 通	31	-	1	464	
	その他の1号	157	1	5		
	その他の 2 号	サ ウ ナ	19	-		-
		ヘルスセンター	6	-		-
		スポーツ施設	6	-		-
そ の 他	14	1	2			
コインシャワー		1	-	-	1	
旅 館	ホ テ ル	71	-	2	56	
	旅 館 営 業	180	10	6	127	
	簡 易 宿 所	165	3	4	153	
	下 宿	2	-	-	-	
興 行 場	常 設	映 画	5	-	-	33
		演 劇	11	-	1	
		ス ポ ー ツ	-	-	-	
		多 目 的	5	-	1	
	そ の 他	5	-	-		
仮 設		-	2	3	2	
プ ー ル	許 可	7	-	-	16	
	届 出	33	-	-	33	
温泉利用施設		3	-	-	2	
墓 地 等	墓 地	公営墓地	1	-	-	1
		法人墓地	279	-	-	-
	納 骨 堂	39	2	-	3	
特定建築物 (3,000~10,000㎡)		173	3	2	40	
小 計		2,083	60	57	1,238	
その他の施設	社会福祉施設等				4	
小 計		2,083	60	57	1,242	
水道施設等	専 用 水 道	-	-	-	-	
	簡易専用水道	587	11	7	78	
	小規模給水施設	9,211	9	146	143	
小 計		9,798	20	153	221	

(3) 環境衛生監視業務

ア 所内業務

(単位：件)

区 分	申請届出	変 更 等	所内相談	電話相談	所内指導	電話指導
総 数	62	545	381	495	39	44
理 容 所	8	28	20	49	2	1
美 容 所	18	50	48	78	4	1
クリーニング一般	2	4	1	6	-	1
クリーニング取次所	9	9	18	12	-	2
リネンサプライ	-	-	-	-	-	-
コインランドリー	3	9	10	9	-	-
普通公衆浴場	-	62	9	28	-	6
その他の浴場1号	1	235	30	37	22	11
その他の浴場2号	1	10	16	11	3	2
コインシャワー	-	-	-	-	-	-
ホ テ ル 営 業	1	13	29	40	1	1
旅 館 営 業	11	32	83	102	-	3
簡易宿所営業	5	39	84	83	1	9
下 宿 営 業	-	-	1	-	-	-
映 画 館	-	-	1	1	-	-
演 劇 場	-	1	1	1	-	-
ス ポ ー ツ 施 設	-	-	-	-	-	-
多目的使用施設	-	1	-	-	-	-
その他の興行場	-	1	1	1	-	-
仮 設 興 行 場	2	3	1	-	-	-
許可プール(営業)	-	9	4	6	-	1
届出プール(学校)	-	31	1	1	-	-
温泉利用施設	-	-	1	2	-	2
墓 地	-	3	7	19	2	4
納 骨 堂	1	5	15	8	4	-
火 葬 場	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	1	-	-

()内は、手数料免除等件数の再掲

〈 〉内は、承継件数の再掲

イ 理化学・細菌学的検査等

① 理容所

暖房期及び冷房期における作業所内の空気検査（一酸化炭素、二酸化炭素）を実施し、換気方法について改善指導し、事故防止に努めている。

② おしぼりを貸出するクリーニング所

製品の衛生確保のために抜き取り検査を実施し、基準を超えた貸おしぼり施設については、洗濯、すすぎ、消毒等処理工程の改善指導を実施している。

③ 普通浴場（銭湯）、サウナ等

営業時間中の浴槽水を検査し、衛生的で快適に入浴できるよう塩素消毒及びろ過器等の維持管理について監視指導を実施している。

④ 旅館業

受水槽の残留塩素測定や循環式浴槽の水質検査等、衛生管理状況の監視指導を実施している。

⑤ 興行場

場内の空気検査を実施し、換気方法等について改善指導を実施している。

⑥ プール

屋外プールは夏季に、屋内プールは使用期間に合わせて水質検査を実施し、衛生が保持されるよう管理の指導と徹底を図っている。

区 分	施設数	延実施施設数 (検体数)	基準を超えた施設数 (検体数)	検査項目
総 数	758	350 (567)	37 (52)	
理 容 所	196	12 (12)	0 (0)	二酸化炭素濃度、一酸化炭素濃度
貸おしぼり施設	2	4 (16)	2 (4)	変色・異臭、一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌
普 通 浴 場	31	35 (88)	11 (17)	濁度、大腸菌群、過マンガン酸カリウム消費量、レジオネラ属菌
サ ウ ナ 等	45	44 (120)	8 (9)	循環式浴槽：残留塩素濃度
旅 館 業	418	193 (193)	4 (4)	循環式浴槽：レジオネラ属菌 飲料水：残留塩素濃度
興 行 場	26	20 (34)	5 (8)	二酸化炭素濃度、浮遊粉じん、落下細菌
プ ー ル	40	42 (104)	7 (10)	残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、pH、濁度、大腸菌、一般細菌 温水利用施設：レジオネラ属菌

ウ その他の浴場（個室付浴場）

照明・換気等構造設備、衛生管理及び風紀などの指導

施設数	延監視件数	違反施設数	処分件数	警告書交付件数
157	417	14	0	4

エ 苦情処理等

種別	件数	内容
総数	37	
理容所	-	
美容所	5	免許の有無、無確認営業
クリーニング所	-	
公衆浴場	9	施設の衛生管理、騒音・振動、施設の設備・表示不良
旅館業	23	施設の衛生管理、衛生害虫、使用水、施設管理、臭気、無許可営業
興行場	-	
プール	-	

オ 人骨確認

道路工事、建築工事またはその他の掘削等による人骨の発見体数

人骨確認件数	確認体数
3	6

カ 行政処分

環境衛生関係の行政処分については、違反者より始末書、答申書、誓約書を提出させ厳重に注意指導を行い、さらに重大な環境衛生関係法令に違反した者に対しては、行政処分（営業停止）の措置をとっている。

行政処分件数
0

キ 講習会

内容	対象施設	回数	参加人数
衛生管理講習会	理容所、公衆浴場、旅館業	10	357
レジオネラ症感染事故防止衛生管理講習会	旅館業、公衆浴場、温水プール等	1	61
計		11	418

(4) 生活環境衛生業務

ア 特定建築物

① 受付業務

建築延面積	新規	変更	廃止	建築確認申請時の事前審査	相談件数
3,000～10,000 m ²	3	60	2	2	123
10,000 m ² 超	0	32	2	4	

② 立入検査（建築延面積 3,000～10,000 m²）

備え付け帳簿書類の確認、施設の点検、空気環境等の測定及び指導

区分	施設数	立入検査	区分	施設数	立入検査
興行場	1	0	遊技場	0	-
百貨店	0	-	店舗	11	1
集会場	3	0	事務所	126	35
図書館	2	0	学校	1	0
博物館	2	0	旅館	23	4
美術館	4	0	総数	173	40

③ 講習会

文京区、北区及び荒川区と合同で建築物衛生講習会を開催している。

開催場所	参加施設数
東食健保会館	40 施設

イ 水道施設

簡易専用水道講習会

開催場所	参加施設数
台東区立生涯学習センター(ホール)	37 施設

ウ 快適室内の環境づくり

建築確認申請時に事前協議を受けるとともに、室内空気環境、ダニ、カビの調査、ホルムアルデヒドの測定などによる住まいの室内環境診断を実施。

区分	件数
事前協議	40
室内環境診断	18
住まいの室内環境相談	151

エ ネズミ、衛生害虫防除

環境汚染や人体への影響を考慮し、殺そ剤、殺虫剤の使用は必要最小限にし、環境対策を重点においた調査・指導を実施。

① 蚊、ハエ、その他衛生害虫の公園及び周辺の雨水舁等の調査

区 分	件 数
公 園 対 策	380
霊 園 対 策	19
蚊 生 息 調 査	36
そ の 他	8
計	443

② ネズミ、衛生害虫防除

区 分	使用薬剤	数 量	備 考
蚊・ハエ防除	スミチオン乳剤	22 ㊦	保健所薬剤散布量
ネズミ防除	殺そ剤(※)	76 袋	スーパーデスア等
	補そ器等	162 個	粘着シート等

※ 殺そ剤については、保健所窓口において、ネズミの駆除方法や殺そ剤の使用方法について指導のうえ、11月から翌年2月までの期間限定で配布。

③ ネズミ、衛生害虫相談

区 分	相談件数
蚊・しらみ等	35
ハチ	75
ダニ	8
ハエ・ゴキブリ	14
毒ガ	0
不快昆虫	6
シロアリ	9
ねずみ	132
その他	16
総 数	295

オ 生活環境の相談・苦情等

区 分	件 数	内 容
飲 料 水	69	水質異常、水質検査、給水設備維持管理等

(5) 獣医衛生業務

ア 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づき、鑑札及び狂犬病予防注射済票を交付している。

① 集合注射

実施場所	鑑札交付数	注射済票交付数
金 杉 公 園	8	137
柳 北 公 園	3	73
富 士 公 園	2	125
防災広場「初音の森」	2	85
石 浜 公 園	7	155
浅草保健相談センター	5	101
台 東 保 健 所	5	159
総 数	32	835

② 犬の登録数及び狂犬病予防注射済票交付数

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
登 録 頭 数	6,174	6,351	6,455	6,594	6,885
新 規 登 録 数	662	583	619	591	549
注 射 済 票 交 付 数	4,683	4,735	4,799	4,917	4,986
こ う 傷 事 故 件 数	3	0	3	3	3
注 射 接 種 率	77.7%	76.5%	76.4%	76.6%	74.3%

※ 注射接種率：注射済犬／（登録犬－注射猶予犬）（％）

※ 注射済票交付数は再交付を含む

イ 動物保護管理等

家庭動物等の愛護を推進し、動物による周辺への迷惑を防止するため、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の適正飼養を啓発している。

① 動物愛護週間中央行事（動物愛護ふれあいフェスティバル）

開催場所	延参加者数
上野恩賜公園噴水池前広場・上野動物園（屋外行事） 東京国立博物館（屋内行事）	9,821 人

② 苦情・相談件数

区 分	汚 物	悪 臭	放し飼い	餌付け	鳴き声	その他	総 数
犬	30	4	5	0	26	8	73
猫	21	4	1	25	1	10	62
その他	0	0	0	0	0	0	0

③ 飼い主のいない猫対策

飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）による、地域環境への被害と猫のあり方を巡る住民同士のトラブルを防止するため、猫の不必要な繁殖を抑え、その地域で許容できる数に減少させるとともに、地域における猫の愛護管理意識の普及を目的としている。

不妊去勢手術費助成件数

不妊手術	去勢手術	麻酔のみ	総数
441	109	4	554

講習会・普及啓発事業

区分	開催回数	参加者数
地域猫申請時講習会	6回	34名(新規手帳交付数)
地域猫講演会・パネル展	1回	68名

④ 犬のしつけ教室

犬の飼い主の適正飼養を推進し、マナーの向上を図るため、犬のしつけ教室を開催している。また、動物の災害対策と同行避難の体制整備の一環として、ペット防災教室を開催し、災害に備えた飼い主の心構えと準備について普及啓発を図っている。

区分	開催回数	参加頭数	参加者数
犬のしつけ教室	3回	47頭	93名
ペット防災講習会	1回(飼い主のみ)	—	10名

⑤ 適正飼養啓発プレート・忌避剤配布

区分	数量	備考
犬用プレート	122枚	糞尿対策、放し飼い対策等
猫用プレート	46枚	置き餌対策、遺棄・虐待対策等
忌避剤	72個	木酢液、木酢砂等

ウ 化製場等の許可

東京都台東区化製場等に関する法律施行条例に基づき、都条例で規定する一定数以上の動物を飼養または収容する施設の許可及び監視指導を行っている。

また、動物質原料の運搬等に関する条例に基づき、食用に供しない魚介類・鳥獣の肉、皮、内臓等の動物質原料を化製場等へ運搬する動物質原料運搬業に対し、許可時の立ち入り検査を行うとともに、運搬容器（運搬車を含む）についても構造・材質等を点検し、取扱い保管状況等の監視指導を行っている。

化製場等施設数

区分	施設数	監視数
畜舎	8	0
動物質原料運搬業	2	2
総数	10	2

2 食品衛生

(1) 食品衛生行政の概要

現在、法令により牛肝臓肉を生食用として販売・提供することは禁止されている。しかし、法規制の対象外である鶏肉や豚レバー等の生食による食中毒が依然として発生している状況である。また、魚介類の生食を原因とする寄生虫による食中毒も近年増加傾向にある。

今後とも、食の安全に関する情報を共有しながら食品等事業者、区民、そして行政がそれぞれの役割を担い、相互理解と信頼を深めていくことが重要である。

台東区では、食の安全・安心を確保するため、区民及び食品等事業者の意見を聴きながら、平成25年度台東区食品衛生監視指導計画を策定し、これに基づき各種事業を実施した。

(2) 営業施設数及び立入施設数並びに許可件数

食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、東京都食品製造業等取締条例及び東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、区内の食品取扱い施設について許可や届出等の事務を行うとともに、施設や食品等の取扱い状況などの監視指導を実施している。

ア 食品衛生法に基づく許可を要する業種

	施設数	立入施設数	許可件数			廃業件数
			総数	新規	更新	
総数	10,559	12,789	2,053	1,270	783	1,058
飲食店営業	7,695	9,865	1,451	892	559	734
旅館・ホテル	205	289	25	10	15	10
バー・キャバレー	365	335	82	71	11	58
一般飲食店	5,422	6,366	995	627	368	478
民生食堂	5	5	0	0	0	0
すし屋	215	400	33	10	23	14
そば屋	255	246	29	7	22	17
仕出し屋	41	90	4	1	3	7
弁当屋	218	413	29	17	12	20
そう菜店	211	418	45	27	18	39
コンビニエンスストア等	12	13	4	4	0	0
移動	21	38	3	1	2	1
臨時	545	985	150	92	58	71
許可ある集団給食	83	158	18	8	10	10
自動車	51	57	13	11	2	8
自動販売機	17	14	2	2	0	0
天ぷら船	4	5	1	0	1	1
屋形船	25	33	18	4	14	0
喫茶店営業	583	368	118	68	50	69
店舗	93	88	20	14	6	15
自動販売機	486	277	98	54	44	54
自動車	4	3	0	0	0	0

	施設数	立入 施設数	許 可 件 数			廃業件数
			総 数	新 規	更 新	
菓 子 製 造 業	656	806	117	77	40	67
パ ン 製 造 業	72	87	12	7	5	6
生 菓 子 製 造 業	173	221	22	15	7	23
そ の 他 の 菓 子 製 造 業	269	245	58	43	15	33
移 動	3	2	0	0	0	0
臨 時	127	240	23	10	13	3
自 動 車	12	11	2	2	0	2
あ ん 類 製 造 業	1	1	0	0	0	0
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	89	109	22	14	8	12
乳 処 理 業	0	0	0	0	0	0
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	0	0	0	0	0	0
乳 製 品 製 造 業	2	2	0	0	0	0
集 乳 業	0	0	0	0	0	0
乳 類 販 売 業	625	663	136	65	71	73
専 業	17	17	2	1	1	1
シ ョ ー ケ ー ス 売 り	453	547	80	52	28	41
自 動 販 売 機	154	98	53	11	42	31
自 動 車	1	1	1	1	0	0
食 肉 処 理 業	25	34	3	0	3	3
食 肉 販 売 業	372	380	94	71	23	49
一 般	114	154	20	10	10	12
包 装	258	226	74	61	13	37
自 動 販 売 機	0	0	0	0	0	0
自 動 車	0	0	0	0	0	0
食 肉 製 品 製 造 業	8	14	1	0	1	1
魚 介 類 販 売 業	374	361	92	74	18	43
一 般	124	141	25	21	4	10
包 装	247	217	67	53	14	32
自 動 車	3	3	0	0	0	1
魚 介 類 せ り 売 業	0	0	0	0	0	0
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	1	1	0	0	0	0
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	0	0	0	0	0	0
食 品 の 放 射 線 照 射 業	0	0	0	0	0	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業	4	4	0	0	0	0
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	0	0	0	0	0	0
氷 雪 製 造 業	0	0	0	0	0	0
氷 雪 販 売 業	14	15	1	0	1	1
食 用 油 脂 製 造 業	1	1	1	0	1	0
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業	0	0	0	0	0	0
み そ 製 造 業	2	3	1	0	1	0

	施設数	立入 施設数	許可件数			廃業件数
			総数	新規	更新	
しょう油製造業	0	0	0	0	0	0
ソース類製造業	2	2	0	0	0	0
酒類製造業	1	1	1	1	0	0
豆腐製造業	21	43	0	0	0	2
納豆製造業	0	0	0	0	0	0
めん類製造業	26	27	3	0	3	1
そうざい製造業	46	79	8	7	1	3
かん詰又はびん詰食品製造業	2	2	0	0	0	0
添加物製造業	9	8	4	1	3	0

イ 東京都食品製造業等取締条例に基づく許可業種

	施設数	立入 施設数	許可件数			廃業件数
			総数	新規	更新	
総数	895	1,226	193	143	50	158
行商	18	106	31	31	0	42
菓	3	14	4	4	/	4
豆腐及びその加工品	0	0	0	0		0
弁当類	9	52	10	10		23
ゆでめん類	0	0	0	0		0
そう菜類	4	17	10	10		10
アイスクリーム類	2	9	7	7		5
魚介類及びその加工品	0	14	0	0		0
つけ物製造業	16	30	2	1	1	1
製菓材料等製造業	3	3	1	1	0	0
粉末食品製造業	5	6	1	0	1	1
そう菜半製品等製造業	7	7	1	0	1	0
調味料等製造業	25	23	3	2	1	0
魚介類加工業	8	10	0	0	0	1
液卵製造業	0	0	0	0	0	0
食料品等販売業	808	1,035	154	108	46	112
一	232	284	41	31	10	30
包装	534	710	109	73	36	72
自動販売機	14	15	0	0	0	3
自動車	28	26	4	4	0	7
卵選別包装業	5	6	0	0		1

ウ 食品衛生法施行細則に基づく届出業種

	施設数	立入 施設数	報告件数	廃業数
総 数	3,756	2,758	7	0
許可を要しない食品製造業	129	73	1	0
許可を要しない食品販売業	3,319	2,511	6	0
食器具・容器包装・おもちゃ	224	126	0	0
添加物製造業	0	0	0	0
添加物販売業	84	48	0	0
乳さく取業	0	0	0	0

エ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく許可

	施設数	立入 施設数	許可件数	廃業数
食鳥処理事業場	21	29	1	2

オ 東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する取扱所

	施設数※	立入 施設数※	新規	廃止
ふぐ取扱所	211	229	14	16
ふぐ加工製品販売所	225	140	27	5

(※ アの再掲)

カ 食品製造業取締条例に規定する営業等

	施設数	立入 施設数	報告件数	廃業数	
総 数	104	209	8	2	
給 食	学 校 ・ 幼 稚 園	29	67	0	0
	病 院 ・ 診 療 所	1	2	0	0
	工 場 ・ 事 業 所	7	10	0	0
	児 童 福 祉 施 設	37	71	5	2
	社 会 福 祉 施 設	23	35	1	0
	ボ ラ ン テ ィ ア 給 食	1	0	0	0
	そ の 他	6	5	2	0
	給 食 (届 出 以 外)	0	19	0	0

(3) 監視指導

夏期、歳末には、都区協力して食品による事故発生予防のため、食中毒発生頻度の高い業種を中心に一斉監視指導を実施している。また、事件発生時にも同様の体制で監視指導にあたっている。

当区では、縁日・祭礼等で食品を扱う事業者及びふぐ取扱所が多い。これらの業種についても重点的に監視指導を行っている。

平成25年度は、ノロウイルス食中毒及び食肉類の生食による食中毒を防止するため、重点的に監視指導を実施した。

ア 都区共同一斉取締

実施件数		夏期対策 6月1日～8月31日	歳末一斉監視 12月1日～12月28日
立入 施設 数	総数	3,041	1,148
	調理業	1,838	602
	製造業	277	120
	販売業	926	426
収去 検体 数	総数	759	214
	一般細菌検査	395	82
	0157検査	291	55
	化学検査	73	77

イ 違反(不良)品調査

項目	当区から調査依頼したもの	他自治体から調査依頼を受けたもの
総数	20	40
表示事項	3	10
不良食品	2	1
有害な食品	0	3
指定外添加物	0	3
添加物の使用基準	1	2
異物・カビ混入	6	4
細菌の指導基準不適合	1	1
成分規格	5	0
残留農薬	1	13
放射性物質	0	1
衛生管理	1	2

ウ 一斉検査（一斉検査再掲）

事業名	実施回数	立入監視数
総数	71	3,151
縁日及び祭礼	18	1,647
山谷地区	4	93
業態別	49	1,411

エ 重点的な監視指導

(ア) ノロウイルス食中毒対策

ノロウイルスに感染した調理従事者の手洗い不足等による食品の二次汚染と考えられる食中毒事例が全国的に多く発生している状況を踏まえ、次の事項について監視指導を実施した。

- ・「ノロウイルス食中毒予防ガイド」等を用いて、正しい消毒方法や吐物処理などを含めた、感染予防の普及啓発
- ・清浄度検査(ATP検査)を用いた2回手洗洗淨の普及啓発
- ・調理従事者の体調管理励行の為、毎日の健康記録点検表の配布

業種	立入施設数
総数	1,411
集団給食	219
食品取扱業	1,192

(イ) 食肉類の生食による食中毒対策

平成23年より生食用食肉(牛肉)の規格基準が施行され、また平成24年には牛の肝臓(レバー)の生食用としての販売、提供が禁止となった。しかしながら、法規制の対象外である鶏肉(鶏刺し、鶏わさ)や豚レバー等の生食による食中毒が依然として発生している。

法規制対象外の内臓肉を含む食肉類の生食を提供しないように食肉取扱施設に立ち入り、監視指導を行った。

業種	立入施設数
飲食店営業 (焼肉店・焼鳥店・居酒屋・レストラン等)	359
食肉販売業等	41
合計	400

オ 食品の検査

区内で製造・販売されている食品、器具、容器包装等の安全を確保するため、収去検査を実施し、違反及び不良食品の排除並びに取扱いの改善指導に役立っている。

また、施設に立ち入り、現場簡易検査を実施し、食品・施設の衛生状態、従事者の衛生的取扱い状況を科学的に検証し、衛生指導に活用している。

(ア) 収去検査

台東区収去検査

検査機関：台東保健所検査センター

検 体 名	検査件数	細菌検査				化学検査	
		一般細菌		O157		適	否
		良	不良	良	不良		
総 数	1,923	695	41	470	0	717	0
弁 当 類	281	128	16	135	0	2	0
そ う ざ い 類	553	273	14	198	0	68	0
魚 介 類 等	168	69	1	38	0	60	0
菓 子 類	375	82	3	53	0	237	0
乳 ・ 乳 類 等	119	90	6	8	0	15	0
肉 ・ 卵 類 及 び そ の 加 工 品	30	16	0	14	0	0	0
穀 類 及 び そ の 加 工 品	51	0	0	0	0	51	0
野菜類・果物及びその加工品	117	8	0	3	0	106	0
飲 料 ・ 氷 雪 ・ 水	15	0	0	0	0	15	0
冷 凍 食 品	0	0	0	0	0	0	0
め ん 類	20	3	0	3	0	14	0
豆 腐	36	17	1	18	0	0	0
び ん 詰 ・ 缶 詰	63	0	0	0	0	63	0
そ の 他 の 食 品	86	0	0	0	0	86	0
食 品 添 加 物	0	0	0	0	0	0	0
容 器 包 装	0	0	0	0	0	0	0
拭 き 取 り	9	9	0	0	0	0	0
ふ ん 便	0	0	0	0	0	0	0

台東区委託検査

検査機関：民間検査機関

検 体 名	検査件数	細菌検査				化学検査	
		一般細菌		O157		適	否
		良	不良	良	不良		
総 数	382	131	0	21	0	230	0
そ う ざ い 類	14	12	0	2	0	0	0
乳 ・ 乳 類 等	46	22	0	3	0	21	0
肉 ・ 卵 類 及 び そ の 加 工 品	178	61	0	10	0	107	0
飲 料 ・ 氷 雪 ・ 水	61	18	0	3	0	40	0
そ の 他 の 食 品	39	18	0	3	0	18	0
容 器 包 装	44	0	0	0	0	44	0

東京都食品機動監視班収去検査

検査機関：東京都健康安全研究センター

検 体 名	検査件数	細菌検査		化学検査		その他※	
		良	不良	適	否	適	否
総 数	324	146	0	78	0	100	0
そ う ざ い 類	5	2	0	3	0	0	0
魚 介 類 等	4	0	0	0	0	4	0
菓 子 類	31	12	0	14	0	5	0
乳 ・ 乳 製 品	6	0	0	0	0	6	0
食 肉	48	30	0	15	0	3	0
穀類及びその加工品	6	0	0	0	0	6	0
野菜類及びその加工品	47	19	0	0	0	28	0
清 涼 飲 料 水	3	0	0	0	0	3	0
び ん 詰 ・ 缶 詰	33	16	0	11	0	6	0
香 辛 料	3	3	0	0	0	0	0
調 味 料	55	35	0	15	0	5	0
は ち み つ	24	20	0	0	0	4	0
そ の 他 の 食 品	35	0	0	15	0	20	0
器 具 ・ 容 器 包 装	15	0	0	5	0	10	0
拭 き 取 り	9	9	0	0	0	0	0

※その他の検査項目：真菌、カビ毒、農薬、放射能など

輸入食品（再掲）

検 体 名	検査件数	細菌検査		化学検査		その他	
		良	不良	適	否	適	否
台 東 区	337	0	0	337	0	0	0
東京都食品機動監視班	104	35	0	14	0	55	0

(イ) 現場簡易検査 (ロ) 内は不良数

種類	総 数	スタンプスプレッド法			
		大腸菌群	黄色ブドウ球菌	腸炎ビブリオ	一般細菌
総数	3,113 (155)	1,327 (52)	1,503 (102)	283 (1)	
食 品	444 (15)	164 (8)	153 (7)	127 (0)	
器 具	940 (28)	454 (20)	407 (8)	79 (0)	
手 指	1,231 (98)	327 (12)	827 (85)	77 (1)	
そ の 他	498 (14)	382 (12)	116 (2)	0 (0)	

(ウ) 保菌者検索事業

食中毒起因菌のうち、腸管出血性大腸菌及びサルモネラは感染しても発症せずに健康保菌者となる場合もあることから、都区が協力し食品等事業者を対象に検便を実施している。また、その保有状況を把握し集団発生を未然に防止する。

対象業種	検査実施数			
	腸管出血性大腸菌		サルモネラ	
飲食店、食肉販売業、 集団給食等の従事者	実施数	保有者数	実施数	保有者数
		715	0	715

(エ) 食品表示検査

区分		総数
検査件数		7,348
違反件数		169
違反内容	無表示	103
	期限表示	2
	その他	64

(オ) 清浄度検査 (ATP拭き取り検査)

検査総数 1,057件

手指	施設	調理器具	その他
563	37	318	139

(4) 食中毒

食中毒、苦情の発生時には、喫食者、食品及び施設等の検査を実施し、原因の究明と再発防止に努めている。

ア 食中毒検査 (東京都健康安全研究センター実施分)

検査総数 460件

食中毒菌			菌型	ウイルス	その他※
食品	拭き取り	ふん便			
62	87	102	14	194	1

※その他の検査項目 農薬 (マラチオン) 検査

イ 食中毒関連調査 (東京都を經由した、他の自治体からの調査依頼)

調査件数	調査対象施設数	調査対象人数
50	34	52

ウ 有症苦情調査（台東区に直接あった苦情のなかで、有症苦情として処理したもの）

調査件数	調査対象施設数	調査対象人数	他自治体への依頼
35	35	87	3

エ 感染症調査（食中毒の疑いがあったもの）

調査件数	患者数	調査対象人数
12	300	665

（５）不利益処分等

食中毒発生の原因施設に対する営業停止や、規格基準に違反があった食品等に対する販売禁止等の行政処分を行っている。

ア 食中毒（原因施設が区内）

発生日	原因施設	原因食品	病因物質	患者 (人)	喫食者 (人)	措置
4月	飲食店 (一般)	鶏肉刺身を含む食事	カンピロバクター	7	26	営業停止・施設及び 取扱改善命令
1月	飲食店 (仕出し)	仕出し弁当	ノロウイルス	86	不明	営業停止・施設及び 取扱改善命令

イ 違反食品 なし

（６）自主回収報告

東京都食品安全条例に基づく制度である。食品等事業者が食品の自主回収に着手した際、保健所では東京都にその内容を報告している。東京都はその情報をホームページ等で都民に公表している。

報告月	回収品	回収理由	業種
6月	チョコレート	アレルギー表示「卵」の記載漏れ	食品販売業
6月	漬物	消費期限誤記載	食品販売業
6月	杏菓子	微生物による汚染の疑い	菓子製造業
9月	ハチミツ	賞味期限誤記載	食品輸入販売業
1月	レトルト粥	賞味期限誤記載	食品販売業
1月	かりんとう	賞味期限誤記載	食品販売業
2月	和菓子	アレルギー表示「乳」の記載漏れ	食品販売業

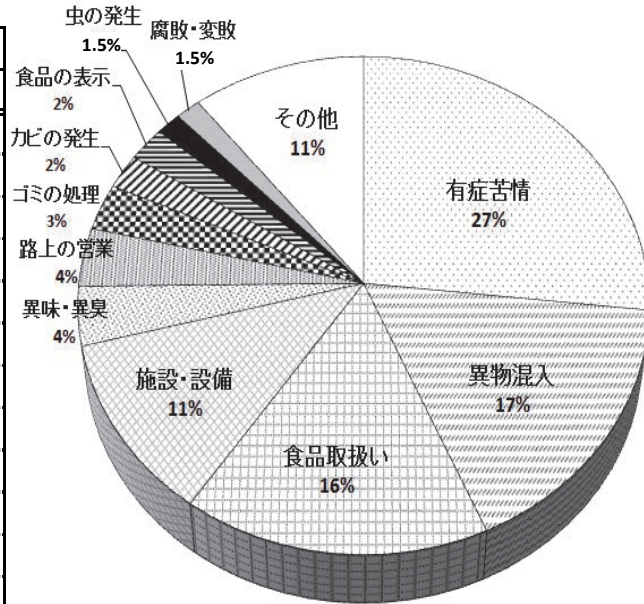
(7) 苦情処理

消費者から寄せられた食品や食品関係施設に関する苦情や相談については、迅速に生産・流通・販売工程について調査を実施し、原因を究明している。原因となった食品を扱った事業者に対しては、再発防止のための改善指導を実施している。

平成25年度は131件の苦情が寄せられた。

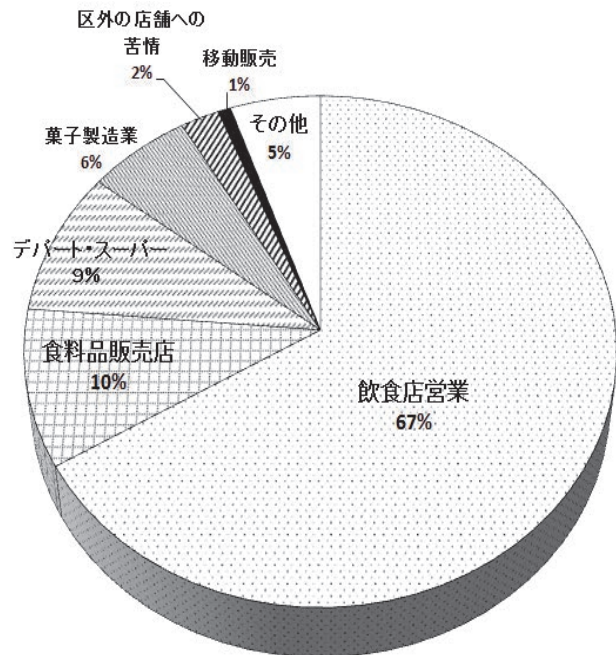
ア 内容別項目数

総数	131
前年度	126
有症苦情	35
異物混入	22
食品取扱い	21
施設・設備	15
異味・異臭	5
路上の営業	5
ゴミの処理	4
カビの発生	3
食品の表示	3
虫の発生	2
腐敗・変敗	2
その他	14



イ 施設別件数

総数	131
前年度	126
飲食店営業	87
食料品販売店	13
デパート・スーパー	12
菓子製造業	8
区外の店舗の苦情	3
移動販売	1
その他	7



(8) 食品衛生普及啓発事業

食品の安全を確保し、区民及び来街者の健康の保護を図るには、食品衛生に関する知識の普及啓発も重要である。そのため、食品等事業者、消費者、児童、生徒を対象に、講習会、講演会、相談所、パンフレット、広報、CATV、ホームページなどを通じて普及啓発を行っている。

また、消費者、食品等事業者、行政間でリスクコミュニケーション（意見交換会）を実施し、食品の安全確保に関する情報及び意見の交換を行い、相互に理解し、協力することを目指している。

ア 講習会

分	類	回数	受講人数
総	数	92	6,877
リスクコミュニケーション（意見交換会）		3	107
事業者	業態別講習会	10	346
	食品衛生責任者再教育講習会	2	235
	給食調理従事者講習会	2	240
	ノロウイルス講習会	1	48
	更新講習会	12	265
	その他の講習会	14	556
消費者	食品衛生教室	42	1,350
	食品衛生なんでも相談コーナー	4	2,180
	少年少女実験隊	1	23
	消費生活展	1	1,527

イ 緊急情報等の提供

区民や食品等事業者に対し、台東区ホームページ、パンフレット等で有害食品に関する緊急の情報を提供した。

広報たいとう掲載	食中毒注意喚起(7月5日号)、食品衛生月間(7月20日号) ノロウイルス注意喚起(10月20日号)
CATV放映	夏の食中毒予防(6月、7月)、ノロウイルス注意喚起(11月)
台東区ホームページ掲載	地域で餅つきをされる方へ(12月)、農薬(マラチオン)を検出した冷凍食品の自主回収について(1月)
たいとう食の安全通信 (メールマガジン)	アニサキス食中毒(10月号)、牛生肝臓肉関連(11月号) ノロウイルス情報・歳末一斉監視について(12月号) 餅つき注意喚起・冷凍食品中の農薬について・ノロウイルス食中毒注意喚起(1月号)、東京都食品衛生自主管理認証制度説明会について・食品安全意見交換会のお知らせ(2月号)、食品アレルギーについて(3月号)
通知の送付等	区内小中学校へ食中毒予防チラシ配布(年2回)、社会福祉施設等に「感染性胃腸炎集団発生時の手引き」配布、区内病院へノロウイルス予防ポスター配布、ノロウイルス食中毒予防マグネットシート庁用車貼付
区内巡回バスめぐりん	食中毒予防三原則(7月、8月)

(9) 自主的衛生管理の推進

区内食品取扱施設の衛生水準向上を図るため、食品等事業者が自ら実施する衛生管理を支援している。

ア 台東区食品衛生自主管理推進店の登録制度

営業者が自ら決めた項目を自主管理点検表に毎日記録している店舗を「食品衛生自主管理推進店」として登録し、公表する制度を創設した。台東区のホームページ等により広く区民に周知している。

登録件数 55件

イ 食品衛生推進員・同業組合を通じて食品等事業者に対する情報等の提供

ウ 食品衛生協会への衛生管理推進支援

食品衛生協会の自治指導員が飲食店を巡回指導する際、衛生管理を支援した。

エ 営業者への衛生管理推進

飲食店等の新規及び更新の営業施設に対して、必要に応じて点検票を配布するなど自主衛生管理を支援した。

オ 「東京都食品衛生自主管理認証制度」の取得支援

認証を取得した事業者の体験を交えた説明会を実施した。

開催回数 1回 受講者数 45名

(10) 食品衛生推進員活動内容

保健所が行なう食品衛生事業に協力する民間協力者を区長が食品衛生推進員として委嘱している。(10名)

- ・食品衛生推進員連絡会議 … 年4回
- ・食品衛生推進員講習会の受講 … 年2回
- ・食品衛生更新講習会講師 … 年6回
- ・食品衛生なんでも相談コーナー、消費生活展、食品安全意見交換会等に参加

(11) 免許証等の事務

調理師、製菓衛生師の免許申請等について、東京都の事務経由受付を行っている。

取扱件数

	申請	再交付・書換等
調理師免許証	64	34
製菓衛生師免許証	4	0

3 医務薬事衛生

(1) 医務薬事衛生の概要

ア 医 務

① 医務監視

医療法に基づく診療所等の医療関係施設に対する開設許可及び届出の受理、並びに監視指導を行っている。

医療監視は、医療法の規定を遵守させること、医療内容の向上に資することを目的とし、医療法第25条等に基づき診療所等に対する立入検査を行っている。医療法、その他法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な医療を行う場にふさわしいものであるかどうか実地調査を行っている。

② 委任事務

- ・病院の許可や届出および救急医療機関に関する届出の経由事務。
- ・医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の免許に関する委任事務。
- ・医療従事者調査等 国や都からの統計調査事務。

③ 医療安全確保体制整備

下記ア、イを実施し、医療安全の推進を図る。

ア. 医療安全推進会議 平成25年初回 年1回開催

イ. 台東区患者の声相談窓口 平成26年4月開設

月～金 9時～17時専用電話にて受付（月・水・金専門相談員1名）

イ 薬 事

薬事法・薬剤師法・麻薬及び向精神薬取締法・覚せい剤取締法・毒物及び劇物取締法に基づく許可・登録・監視指導の他、医薬品等の収去や、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品の試買を行い、法令等の基準に基づく検査を実施し、健康被害の未然防止を図っている。

(ア) 薬事監視

下記業態の関係法令等に基づいた包括的な薬事監視指導を行う。都区合同で一斉監視指導を実施し、指導の統一性及び徹底を図っている。

① 薬局及び医薬品販売業

薬局における医療安全管理体制の整備や医薬品の保管管理状況等について監視指導を行っている。また、平成21年6月施行の改正薬事法の徹底を図るため、一般用医薬品のリスクの程度に応じた薬剤師又は登録販売者による適切な情報提供及び購入者からの相談に対応する販売体制が整備されているか等の確認を行っている。

② 麻薬小売業・向精神薬取扱業務所・覚せい剤原料取扱薬局

薬局等で扱う麻薬・向精神薬・覚せい剤原料の盗難や事故及び不正使用防止策を講じて適正に管理しているか等の監視指導を行っている。

③ 管理医療機器販売業及び賃貸業

医療機器の品質・有効性及び安全性の確保がされているか監視指導を行っている。

(イ) 毒物劇物監視

毒物劇物販売業者及び毒物劇物を業務上使用している施設に対して、盗難紛失等の予防措置、震災対策等の毒物劇物の保管管理状況等について監視指導を行い、毒物劇物による保健衛生上の被害発生の未然防止に努めている。

また、シアン化合物を使用するめっき業者に対しては、作業後の廃水からシアン化合物が作業所外へ流出することを防止するため、廃液中のシアン化合物濃度の検査を実施している。

(ウ) 家庭用品監視

定期的に家庭用品の試買検査を行い、直接肌に接する衣類についてのホルマリンや家庭用品に含有する有害物質の発見に努めている。また、事業者や消費者等へ家庭用品の安全な保管、使用方法等について必要な助言や注意喚起を行っている。

－区所管薬事事務の変遷－

根 拠 法 令		所 管 事 務
平成9年度	薬事法	一般販売業、特例販売業
	区長委任条項※1	☆医療用具※2 販売業・賃貸業 (上記許可施設の兼業のみ)
平成12年度	毒物及び劇物取締法	毒物劇物販売業
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	家庭用品の試買検査
平成17年度	薬事法	医療用具から医療機器へ変更※2
	特例条例	※3の事務が都から区へ移譲
平成21年度	薬事法	※4店舗販売業が新設 特例販売業が卸売販売業(東京都所管)へ移行
平成24年度	毒物及び劇物取締法	※地域主権改革に伴う権限移譲により※5の事務が都から区へ移譲
平成25年度	薬事法	※地域主権改革に伴う権限移譲により※6の事務が都から区へ移譲

※1 平成12年度に区長委任条項が廃止となり、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(以下「特例条例」)が制定され、この条例において☆の業態が区の事務となった。

※2 平成17年4月の薬事法改正により名称が「医療用具」から「医療機器」に変更されるとともに、高度管理医療機器・管理医療機器・一般医療機器の3つにリスク分類され、改正前の医療用具販売業・賃貸業の届出は、管理医療機器販売業・賃貸業の届出があったものとみなされた。

※3 「薬局、薬局製剤製造販売業、薬局製剤製造業、薬局製剤製造販売承認、薬種商販売業、管理医療機器販売・賃貸業、麻薬小売業者」に関する許可・承認・免許・届出・監視指導等、「向精神薬小売・卸売業者、覚せい剤原料取扱施設」の監視指導等。

※4 平成21年6月の薬事法改正により、一般販売業と薬種商販売業が統合され店舗販売業が新設され、特例販売業は卸売販売業(東京都所管事務)へ移行された。改正薬事法の経過措置期間が終了する平成24年5月31日までに、既存一般販売業・既存薬種商販売業は店舗販売業の許可を、既存特例販売業は卸売販売業の許可を新規で取得した。

※5 毒物・劇物業務上取扱者の届出受理・監視指導等。

※6 薬局、薬局製剤製造販売業、薬局製剤製造業に関する許可、監視指導等。

(2) 医 務

ア 医療関係施設数

区分	病院 (病床数)	診療所			歯科 診療所	助 産 所	歯 科 技 工 所	施 術 所			衛 生 検 査 所	総 数
		合計	有床 (病床数)	無床				合計	A	B		
施設 数	8 (1,079)	229	11 (100)	218	237	1	30	302	125	177	0	807

※ア・イとも 施術所A：あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅう

施術所B：柔道整復

イ 許可・届出及び監視業務

(ア) 医療関係施設許可又は届出事項処理件数

区分	開設許可 及び 開設届出	一部変更許可 及び 一部変更届出	使用許可 一部変更 使用許可	休止届出 廃止届出 再開届出	開設者 死亡届 出	X線装置届 出及びその 他の届出	総 数
病 院	0	2 1	4	0	0	1 0	3 5
診療所	2 4	7 4	2	2 1	1	2 5	1 4 7
歯 科 診療所	2 5	5 0	0	2 1	0	8 2	1 7 8
助産所	0	3	0	0	0	0	3
歯 科 技工所	0	1	—	0	—	—	1
施術所 A	1 1	3 4	—	1 2	—	—	5 7
施術所 B	1 2	2 9	—	1 1	—	—	5 2
出張 施 術	6	1	—	4	0	0	1 1
衛 生 検 査 所	0	0	—	0	—	0	0
計	7 8	2 1 3	6	6 9	1	1 1 7	4 8 4

[その他 巡回健診届出数222件、巡回診療届出数23件]

(イ) 医療立入検査状況

総 数	診 療 所			歯 科 診 療 所	助 産 所			歯 科 技 工 所	施 術 所			衛 生 検 査 所
	総数	有床	無床		総数	有床	無床		総数	A	B	
1 1 0	4 2	1 1	3 1	3 8	0	0	0	0	3 0	1 6	1 4	0

ウ 医療施設についての問い合わせ・苦情相談

※対象(1)の施設 (病院を除く)

総 数	治療内容	インフォームド コンセント	治療費・保険請求	従事者の待遇
94 (重複累計)	20	8	16	22
広 告	従事者の資格	設備・構造・衛生	薬の処方	その他
1	4	6	5	12

エ 免許の申請に関する事務

医療従事者免許事務取扱件数

総 数	厚 生 労 働 大 臣 免 許														知 事 免 許	そ の 他	
	小 計	医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	診 療 放 射 線 技 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	視 能 訓 練 士	歯 科 技 工 士	准 看 護 師	受 胎 調 節 指 導 員	死 体 解 剖 認 定 医
320	304	33	16	50	34	9	119	7	13	10	9	0	0	4	14	1	1

(3) 薬事
ア 薬事監視

(ア) 施設数・新規（許可、届出）・更新・廃止・変更等及び監視指導数

業種	施設数	新規	更新 (継続)	廃止	(休止・再開等含む) 変更等	郵便等販売届 施設数	監視指導		監視実施率	
							計	夜間・休日 (再掲)		
薬局	132	10	8	9	202	7	126	1	95%	
薬局	薬局製剤製造販売業	23	1	3	2	4	—	15	—	65%
	薬局製剤製造業	23	1	3	2	2	—	15	—	65%
	麻薬小売業	82	10	32	5	0	—	89	—	109%
	向精神薬取扱業務所	132	10	8	9	—	—	126	—	95%
	覚せい剤原料取扱業務所	132	10	8	9	—	—	126	—	95%
店舗販売業	60	8	0	7	130	10	61	15	102%	
管理医療機器販売業・賃貸業	1,352	34	—	3	9	—	286	—	21%	
計	1,936	84	62	46	347	17	844	16	44%	

※平成21年6月の薬事法改正により、一般販売業と薬種商販売業が統合され店舗販売業が新設され、特例販売業は卸売販売業(東京都所管事務)へ移行された。改正薬事法の経過措置期間が終了する平成24年5月31日までに、既存一般販売業・既存薬種商販売業は店舗販売業の許可を、既存特例販売業は卸売販売業の許可を新規で取得した。

(イ) その他申請・届出数

業 種	取扱処方せん数届	承認整理届	書換え交付申請
薬 局	36	—	2
薬局製剤製造販売業	—	2	0
店舗販売業	—	—	5

(ウ) 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料関係 諸届出

	施設数	事故届	所有届	譲渡届	廃棄届	薬廃棄届	調剤済麻 返納届	免許 年間届	事項変更届	免許証記載
麻薬小売業	82	0	5	4	21	38	30	84	5	
向精神薬取扱業務所(薬局)	132	1	—	—	—	—	—	—	—	
覚せい剤原料取扱業務所(薬局)	132	0	9	4	1	—	—	—	—	

(エ) 収去検査

承認規格等に基づく検査

区 分	品 目	検体数	検査結果(項目数)	
			適	不適
医薬品	H ₂ ブロッカー含有薬	1	1	0
	アレルギー用点眼薬	1	1	0
医薬部外品	薬用せっけん	1	1	0
化粧品	マニキュア	1	1	0
医療機器	温灸器	1	1	0

イ 毒物劇物監視

(ア) 施設数・新規（登録、届出）・更新・廃止・変更及び監視指導数

業 種		施設数	新規	更新	廃止	変更	監視数	監視 実施率	
販 売 業	一 般	248	11	10	9	20	93	38%	
	農業用品目	1	0	0	0	0	1	100%	
	特定品目	10	0	1	0	2	6	60%	
業務上 取扱者	要届出施設	電気めっき	28	0	—	1	0	27	96%
		金属熱処理	0	0	—	0	0	0	—
	非届出施設	学校, 検査所	67	0	—	0	0	26	39%
計		354	11	11	10	22	153	43%	

(イ) その他申請・届出数

業 種	登録票書換え交付申請	取扱責任者設置届
毒物劇物一般販売業	3	3

(ウ) 業務上取扱者（めっき業者）採水検査

検査項目	簡易検査		法定検査	
	適(1ppm以下)	不適	適(1ppm以下)	不適
廃液中シアン化物イオン濃度	10	0	10	0

ウ 家庭用品監視

(ア) 試買検査

区 分		検体数	項目数	検査結果	
				適	不適
家庭用エアゾル製品(防水剤、帯電防止剤)		2	8	8	0
繊維製品	乳幼児用(寝衣、帽子、よだれがけ、下着)	6	6	6	0
	子供用(下着)	3	3	3	0
	大人用(下着)	7	7	7	0
計		18	24	24	0

(イ) 違反処理

(他自治体の試買検査で発見された違反品を輸入・販売等する区内業者への違反処理)

違反品		違反業者の形態	違反内容		違反品の措置内容
品名	家庭用品名		有害物質	試験結果※	
2枚組タオルスタイ(中国製)	繊維製品(24ヶ月以内の乳幼児)	小売(本社)	ホルムアルデヒド	17ppm	自主回収

※乳幼児用繊維製品 ホルムアルデヒド 16ppm 以下

エ 苦情・違反・事故等の処理

内 容	根 拠 法 令	件数
調剤過誤の疑い	薬事法・薬剤師法	2
調剤に従事する薬剤師でない者による調剤の疑い	薬事法・薬剤師法	1
薬剤師不在の疑い	薬事法	2
薬局管理者の管理不備	薬事法	1
毒物劇物販売業の届出不備	毒物及び劇物取締法	1
管理医療機器販売業の届出不備	薬事法	1
管理医療機器販売業の管理者届出不備	薬事法	3
医薬品の遺失	薬事法・麻薬及び向精神薬取締法	1
接遇	—	1
その他	—	2
計		15

オ 普及啓発事業

事業名	対象	出席数	開催日時	内 容 等
薬事講習会	薬局	73 施設※ (台東区)	平成26年2月13(木) 19:00~20:30	内容：「保険薬局で役立つ DI 活用術～迅速で正確な情報提供について」 「薬事法改正の変更概略について」 主催：東部地区7区合同 幹事：中央区（1年交代制） 場所：銀座ブロッサム 大ホール 東京都中央区銀座2-13-6

※7区全体では計569施設出席

4 試験検査（検査センター業務）

試験検査業務は、区民の健康で安全な生活を守る保健衛生行政に科学的な根拠となる検査データを提供するために欠くことのできない部門である。社会の要請に適確に応えるため、新たなる検査技術の習得、効率化を図り、速く正確で精度の良いデータの提供ができるよう努力している。

検査センターでの業務内容は理化学検査と微生物検査の2部門に分かれ、食品衛生や環境衛生等に関する検査を行っている。

（1）食品衛生検査

食品衛生法に基づき収去された食品等の検査を行っている。また、区民からの苦情品の検査を行っている。

ア 食品細菌検査

検査項目			項目数	件数	検査項目			項目数	件数
細菌	細菌数		647	654	成 分 規 格	細菌数		55	82
	大腸菌群	発酵管法	654			大腸菌群	BGLB発酵管法	8	
		平板法	654				LB発酵管法	0	
	大腸菌		654				平板法	40	
	黄色ブドウ球菌	増菌	654			<i>E. coli</i> (MPN法)		7	
		直接	654			腸炎ビブリオ(MPN法)		32	
	サルモネラ属菌		649			<i>E. coli</i>		0	
	セレウス菌		654			黄色ブドウ球菌		0	
	腸炎ビブリオ	増菌	26			サルモネラ属菌		2	
		直接	26			腸球菌		0	
	病原ビブリオ	増菌	0			緑膿菌		0	
		直接	0			糞便系大腸菌群		2	
	カンピロバクター		19			腸管出血性大腸菌	O26	14	
乳酸菌		12	O111	14					
ヒスタミン生成菌		0	O157	470					
食 品 細 菌 検 査 合 計								5,947	1,206

イ 食品化学検査

検 査 項 目		項目数	件数	検 査 項 目		項目数	件数
着色料		137	137	殺菌料（過酸化水素）		6	6
保 存 料	安息香酸	101	101	プロピレングリコール		20	20
	サリチル酸	101		水分含量		22	22
	ソルビン酸	101		水分活性		—	—
	デヒドロ酢酸	101		揮発性塩基窒素		—	—
	パラオキシ安息香酸エステル類	101		p H		5	5
	プロピオン酸	—		—	ヒスタミン		21
甘 味 料	サッカリン	96	96	T T C		7	7
	サイクラミン酸	96		粗脂肪		2	2
	ズルチン	96		油脂の酸価		2	2
	グリチルチン酸二ナトリウム	—	—	油脂の過酸化物価		2	2
	アセスルファムカリウム	92	92	抗生物質（オキシテトラサイクリン）		—	—
漂白剤（二酸化硫黄）		57	57	乳等の抗生物質		7	7
酸 化 防 止 剤	ブチルヒドロキシアニソール	36	36	乳等の 成分規格	比重	8	8
	ジブチルヒドロキシトルエン	36			酸度	8	
	エチレンジアミン四酢酸	18	18		乳脂肪分	8	
	エリソルビン酸	25			無脂乳固形分	8	
	L-アスコルビン酸	25	25	アレルギー物質（卵）		7	7
	tert-ブチルヒドロキノン	34	34	アレルギー物質（乳）		7	7
発色剤（亜硝酸ナトリウム）		3	3	その他		2	2
食 品 化 学 検 査 合 計						1,398	717

(2) 環境衛生検査

浴槽水等のレジオネラ属菌の検査および貸おしぼりの検査など、環境衛生監視指導に関わる検査を行っている。

品 目	検 査 項 目		項目数	件 数
浴槽水	レジオネラ属菌	培養法	65	65
		遺伝子検査	7	
プール水	レジオネラ属菌	培養法	10	10
患者関係（浴槽水）	レジオネラ属菌	培養法	4	4
飲料水	細菌数、大腸菌		4	2
給湯水	細菌数、大腸菌		2	1
おしぼり	6項目※1		96	16
環 境 衛 生 検 査 合 計			188	98

※1:一般細菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、pH値、変色及び異臭、異物

(3) ノロウイルス検査

区内で発生したノロウイルス食中毒の関係者についてのふん便検査を行っている。また、教育委員会に從事する栄養士のふん便検査も年1回行っている。

品 目	件 数
ノロウイルス食中毒関係者	0
教育委員会従事者	40
合 計	40

(4) その他

他部署からの依頼検査にも対応している。

24年度からは区内の小中学校、幼稚園、保育園等の給食などについて放射性物質検査を開始した。

品 目	検 査 項 目	項目数	件数	依頼先
アクアビクス槽の水	プール水 5項目※2	110	22	保健サービス課
	大腸菌	2	2	
給食	放射性物質※3 スクリーニング検査	1,011	337	教育委員会 (学務課等)
給食食材		78	26	
農園等作物		39	13	
合 計		1,240	400	

※2: 一般細菌、大腸菌、過マンガン酸カリウム消費量、pH値、濁度

※3: ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137

5 台東区覚せい剤等薬物乱用防止啓発活動事業

現在の事業は昭和61年度から開始され、薬物乱用防止推進台東地区協議会が主体となり、啓発活動を行ってきた。対象は主に青少年等の若年層である。

(1) PR活動

①薬物乱用防止啓発ポスターの作成

平成24年度薬物乱用防止ポスター募集事業において、台東地区協議会会長賞を受賞した作品をもとに啓発用ポスターを作成し、学校や町会等の関係機関に配付した。

掲示期間 平成25年6月20日～平成25年7月19日

ポスター配布数 717枚

②薬物乱用防止キャンペーン

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6月20日～7月19日)の期間中、台東保健所1階ロビーで啓発品やリーフレットを配布し、薬物乱用防止PR活動を実施した。

③ミニキャンペーン活動

区及び関係機関が主催するイベント会場において、のぼり旗の設置、啓発品配布などによる薬物乱用防止PR活動を実施した。

・うへの夏まつりパレード 平成25年7月20日

④台東区消費生活展事業への参加 平成25年10月11日、12日

⑤社会を明るくする運動参加(御徒町駅前・浅草寺宝蔵門前)

関係機関が主催するイベント会場において、のぼり旗の設置、啓発品配布などによる薬物乱用防止PR活動を実施した。

・御徒町駅前 平成25年7月1日

・浅草寺宝蔵門前 平成25年7月22日

(2)薬物乱用防止ポスター・標語募集

東京都が実施する「薬物乱用防止ポスター・標語募集事業」で台東地区として実施した。区内中学校に夏休み期間中の活動として作品応募を依頼し、東京都薬物乱用防止推進台東地区協議会委員が審査を行い、ポスター・標語の地区協議会会長賞各2点を東京都に推薦した。

平成25年9月27日

〔応募数〕ポスター 302点 御徒町台東中・柏葉中・浅草中・桜橋中・駒形中

標語 817点 柏葉中・上野中・忍岡中・駒形中

(3)薬物乱用防止講演会(保護司対象)

平成25年12月6日保護司会を対象に講演会を実施。

台東保健所〔内容〕講演：「薬物関連事案における相談のすすめ方」

講師：東京都立精神保健福祉センター 菊地 章人 氏

桜井 清 氏

〔参加人数〕 30名

6 自動体外式除細動器 (AED)

自動体外式除細動器 (AED) とは、心臓の突然の停止の際に電気ショックを与え、心臓を正常な状態に戻す医療機器である。

平成16年7月から一般人にも取り扱いが可能になり、それを受けて平成17年7月に運動施設等、区内に29台設置した。その後増設を重ね、区有施設112ヶ所に130台が配置されている。

また、生活衛生課配置の4台を用いて、区のイベント等への貸し出しを行っている。

1. AED 区内施設への配置状況

区役所

平成26年4月現在

AED設置事業所	台数	所在地
区役所本庁舎1階 (寄贈)	1	台東区東上野4-5-6
区役所本庁舎2階 (寄贈)	1	台東区東上野4-5-6
区役所本庁舎3階	1	台東区東上野4-5-6
区役所本庁舎6階	1	台東区東上野4-5-6
区役所本庁舎9階	1	台東区東上野4-5-6
		区役所計
		5台

区民事務所 区民館

AED設置事業所	台数	所在地
台東1丁目区民館	1	台東区台東1-25-5
上野区民館	1	台東区池之端1-1-12
金杉区民館	1	台東区下谷3-1-30
谷中区民館	1	台東区谷中2-9-21
浅草橋区民館	1	台東区浅草橋2-8-7
寿区民館	1	台東区寿1-10-12
雷門区民館	1	台東区浅草1-37-3
東上野区民館	1	台東区東上野3-24-6
入谷区民館	1	台東区入谷1-15-6
入谷区民館根岸分館	1	台東区根岸2-18-17
金杉区民館下谷分館	1	台東区下谷3-14-3
馬道区民館	1	台東区浅草4-48-1
清川区民館	1	台東区清川1-23-8
台東区民会館	1	台東区花川戸2-6-5
上野桜木会館	1	台東区上野桜木1-6-1
		区民事務所・区民館 計
		15台

保健所 保健センター等

AED設置事業所	台数	所在地
台東保健所	1	台東区東上野4-22-8
浅草保健相談センター	1	台東区花川戸1-14-16
上野健康増進センター	1	台東区東上野4-22-8
千束健康増進センター	1	台東区千束3-28-13
		保健所 保健センター 計
		4台

区施設

AED設置事業所	台数	所在地
浅草文化観光センター	1	台東区雷門2-18-9
浅草公会堂	1	台東区浅草1-38-6
下町風俗資料館付設展示場 (旧吉田屋酒店)	1	台東区上野桜木2-10-6
下町風俗資料館	1	台東区上野公園2-1
書道博物館	1	台東区根岸2-10-4
台東区江戸下町伝統工芸館	1	台東区浅草2-22-13
一葉記念館	1	台東区竜泉3-18-4
環境ふれあい館	1	台東区蔵前4-14-6
朝倉彫塑館	1	台東区谷中7-18-10
雷門地下駐車場	1	台東区雷門2-18先
上野中央通り地下駐車場	1	台東区上野2-13先
上野駅前自動二輪駐車場	1	台東区東上野3-19-6地先
台東清掃事務所	1	台東区今戸1-6-26
台東デザイナーズビレッジ	1	台東区小島2-9-10
台東区立産業研修センター	1	台東区橋場1-36-2
台東区立台東病院(購入)	1	台東区千束3-20-5
清掃事務所清川清掃車庫	1	台東区清川2-24-26
公園管理事務所	1	台東区花川戸2-1-13
隅田公園休憩所	1	台東区花川戸1-1-22
		区施設計
		19台

福祉施設

AED設置事業所	台数	所在地
あさくさ高齢者在宅サービスセンター	1	台東区浅草4-26-2
やなか高齢者在宅サービスセンター	1	台東区谷中2-17-20
みのわ高齢者在宅サービスセンター	1	台東区三ノ輪1-27-11
うえの高齢者在宅サービスセンター	1	台東区東上野2-25-14
くらまえ高齢者在宅サービスセンター	1	台東区蔵前2-11-7
まつがや高齢者在宅サービスセンター	1	台東区松が谷4-4-3
たいとう高齢者在宅サービスセンター	1	台東区台東1-25-5
老人福祉センター	1	台東区東上野2-25-14
シルバー人材センター	1	台東区小島1-5-5 小島ビル1階
日本堤子ども家庭支援センター	1	台東区日本堤2-25-8
松が谷福祉会館	1	台東区松が谷1-4-12
つばさ福祉会	1	台東区松が谷2-6-2
社会福祉協議会	1	台東区浅草橋5-1-35
福祉プラザ台東清峰会	7	台東区清川2-14-7
		福祉施設計
		20台

生涯学習センター・図書館・社会教育館

AED設置事業所	台数	所在地
生涯学習センター	1	台東区西浅草3-25-16
根岸図書館	1	台東区根岸5-18-13
石浜図書館	1	台東区橋場1-35-16
社会教育センター	1	台東区東上野6-16-8
千束社会教育館	1	台東区浅草4-24-13
小島社会教育館	1	台東区小島1-5-2
根岸社会教育館	1	台東区根岸5-18-13
今戸社会教育館	1	台東区今戸2-26-12
		生涯学習センター・図書館・社会教育館
		8台

スポーツ施設

AED設置事業所	台数	所在地
リバーサイドスポーツセンター	1	台東区今戸1-1-10
陸上競技場	1	台東区今戸1-1-10
清島温水プール	1	台東区東上野6-16-8
柳北スポーツプラザ	1	台東区浅草橋5-1-8
浅草高校温水プール	1	台東区今戸1-8-13
リバーサイドスポーツセンター (少年野球場利用者貸出用)	1	台東区今戸1-1-10
		スポーツ施設計
		6台

学校 保育園 教育施設等

AED設置事業所	台数	所在地
上野小学校	1	台東区東上野6-16-8
平成小学校	1	台東区台東4-21-15
根岸小学校	1	台東区根岸3-9-8
東泉小学校	1	台東区三ノ輪1-23-9
忍岡小学校	1	台東区池之端2-1-22
谷中小学校	1	台東区谷中2-9-16
金曾木小学校	1	台東区根岸4-16-22
黒門小学校	1	台東区上野1-16-20
大正小学校	1	台東区入谷2-23-8
浅草小学校	1	台東区花川戸1-14-15
台東育英小学校	1	台東区浅草橋2-26-8
蔵前小学校	1	台東区蔵前4-19-11
東浅草小学校	1	台東区東浅草2-27-19
富士小学校	1	台東区浅草4-48-9
松葉小学校	1	台東区松が谷1-13-16
千束小学校	1	台東区浅草4-24-11
石浜小学校	1	台東区清川1-14-21
田原小学校	1	台東区雷門1-5-14
金竜小学校	1	台東区千束1-9-9
御徒町台東中学校	1	台東区台東4-13-16
柏葉中学校	1	台東区下谷3-1-29
上野中学校	1	台東区上野桜木1-14-55
忍岡中学校	1	台東区上野公園18-20
浅草中学校	1	台東区蔵前1-3-4
桜橋中学校	1	台東区今戸2-1-8
駒形中学校	1	台東区北上野2-15-1
石浜橋場こども園	1	台東区橋場1-35-1
ことぶきこども園	1	台東区寿1-10-9
たいとうこども園	1	台東区下谷3-1-12
坂本保育園	1	台東区下谷3-11-2
玉姫保育園	1	台東区清川2-22-16
谷中保育園	1	台東区上野桜木2-16-10
千束保育園	1	台東区千束3-20-6
浅草橋保育園	1	台東区浅草橋2-23-5
台東保育園	1	台東区台東1-11-10
三筋保育園	1	台東区三筋2-16-4
待乳保育園	1	台東区今戸2-26-12

AED設置事業所	台数	所在地
東上野保育園	1	台東区東上野 2-25-12
松が谷保育園	1	台東区松が谷 4-15-11
東上野乳児保育園	1	台東区東上野 4-22-3
柳北保育室	1	台東区浅草橋 5-1-35
寿児童館	1	台東区寿 1-4-5
池之端児童館	1	台東区池之端 2-3-3
今戸児童館	1	台東区今戸 1-3-6
竹町こどもクラブ	1	台東区台東 3-25-4
谷中こどもクラブ	1	台東区谷中 5-5 谷中防災広場初音の森内
		学校 保育園 教育施設等 計 46 台

貸出機材

貸出用AED保管事業所	台数	所在地
教育委員会学務課貸出用	3	台東区東上野 4-5-6
台東保健所（生活衛生課貸出用）	4	台東区東上野 4-22-8
		貸出機材 7 台
		合計 130 台

2. 区イベント等へのAEDの貸出状況 *24年度以前は健康課実施分

	23年度	24年度	25年度
貸出件数	5件	15件	12件

7 献血推進普及啓発

現在の事業は、昭和61年度から開始され区民の安全で安心な生活を確保するため、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用推進の啓発事業を実施することにより、区民の献血に対する理解と協力を得る。

<内容>

(1) 50回以上の献血功労者に対し感謝状及び記念品の贈呈

贈呈者数 7名

(2) 献血啓発品の配布

ウェットティッシュ ー 4,000個 (東京都赤十字血液センターへ)

ボールペン ー 50本 (献血を実施する区民事務所などへ)

(3) 「愛の血液助け合い運動」・「はたちの献血」への協力

広報たいとうへの掲載・各区民事務所へのポスター掲示及びチラシ配布の依頼など

(4) 台東区役所(正面玄関前)の献血実施

平成25年10月24日(木) 献血者数 64名

平成26年 3月18日(火) 献血者数 67名

(5) 献血及び骨髄バンク講演会の実施(区内小・中学校対象)

実施日時 平成25年7月12日(金) 13時40分~14時40分

実施学校 上野小学校

参加生徒数 108名